仕 様 書

１　業務名

　　京都府公立学校等サポート体制構築及び運営等業務

２　趣旨・目的

　　京都府全体のＩＣＴ利活用推進に際し、各市町（組合）教育委員会においても推進しているところであるが、自治体間の連携・交流が少なく、他府県及び府内の先進事例の紹介や自治体の実践授業の公開等もできていない状況である。

また、タブレット端末の活用に伴う校内研修の開催において、研修講師の選定においても苦慮している背景から、府としての支援サポート体制を構築することが必須である。

よって、サポート体制の構築及び運用を行うとともに、研修会の開催や日々の活用に対する指導助言を行うことで、京都府内の公立学校の支援を行い、活用推進を行うことを目的とする。

３　履行期間

　　契約日から令和４年３月31日まで

４　対象機関

　　別紙「対象機関一覧」のとおり

５　業務内容

　　京都府の各関係機関及び府立学校並びに各市町（組合）教育委員会管轄の小・中・義務教育学校等について、タブレット端末における活用サポートを行うために、スーパーバイザーを設置し体制を構築した上で以下の内容において運用すること。

1. 体制構築

ア　Microsoft Teams（以下「Teams」という。）のチャネルを活用し意見交流できる場

を構築及び設置すること

イ　Teamsのチャネルを活用し、市町がタブレット端末等日々のＩＣＴ利活用に

おける質疑応答ができるよう、京都府がコーディネーターになりワンストップの

窓口として対応できる体制の構築について支援すること

ウ　Teamsのチャネルを活用し他府県及び京都府内の実践事例等を共有できる場を設置すること

エ　Teamsのチャネルにスーパーバイザーへの問い合わせフォームを設置すること

オ　月に~~1~~１度サポート体制の見直しを図るための定例会を開催すること

1. タブレット端末活用における支援

ア　質疑があった内容については、５(1)オにおいて設置したTeamsのスーパーバイザーのチャネルを以て適切に回答及びアドバイスすること

イ　タブレット端末活用に有効なソリューション（「意味は解答・解説」）やサービス、情報を定期的に提供すること

ウ　他自治体の有効な事例の紹介や、必要に応じ打ち合わせ等を企画し支援すること

エ　タブレット端末の活用に有効な技術情報を定期的に提供すること

オ　授業者への指導・助言や先進校などに対する研究支援を行うこと

1. 研修会等による支援

ア　必要に応じて、新学習指導要領と社会全体の接合ポイントをベースとした研修

を実施すること

イ　Apple認定の講師派遣等に対応すること

ウ　発注者主催の研修会について、５(1)オの定例会等で合意形成された内容に則

し、実施内容を決定の上、研修計画を策定し実施すること

エ　研修会の開催数は月１回とし、原則、南北で分割して開催すること

オ　研修の実施においては、京都府内の市町のリーダー育成についてと、府内全校

のリーダー育成に包括的に把握した上で提案し、活用促進手法を提案すること

カ　研修会において受講者のニーズに合わせた最適な研修の提案と実施、及び研修

時に必要な資料等の提供を行うこと

キ　実施者はiPad導入自治体のコンサルタントとしての経験を有すること

ク　実施者はApple認定の授業実践経験を有した者であること（過去認定取得者も可とする）

1. 動画掲載サイトによる支援

ア　発注者に対し動画サイトを提供し、タブレット端末の活用支援を行うこと

イ　動画サイトに関する問い合わせに対し、動画サイト内で問い合わせフォームを作成することで、動画に関する問い合わせに対応すること

ウ　問い合わせ内容に関しては、定例会において発注者に対し情報共有すること

エ　必要に応じ５(3)の研修会で、動画サイトの活用促進を行うこと

オ　動画サイトの断続的な運営を行うとともに新しいコンテンツのアップロードや

不具合が生じた場合には適宜更新等を行うこと

1. 指導助言等

ア　ＩＣＴ教育推進リーダー育成のための組織づくりについて、京都府教育委員会へ提言を行うこと

イ　文科省の新学習指導要領で求められる『生きる力』や『社会に開かれた教育課

程』などに対して具体的な例示や有効な提言を行うこと

ウ　毎月の定例会を基本として、適宜京都府教育委員会メンバーからの活用促進に向けた課題を聞き、解決提案をすること

エ　利活用の促進のための人材育成の手法や、伝達についての方法の提案をすること

オ　活用促進のために必要な提案や、資料の作成を必要に応じて提供すること

カ　計画的な人材育成の枠組みの提案や、継続的な研修会での支援、その後のサポートを行うこと

キ　研修実施者や受講者のニーズに合わせた研修内容の提案や、実施に向けてのアドバイスを行うこと

６　成果品

月次報告書として以下の内容をまとめたものを提出すること。

ア　動画サイト内における問い合わせ件数及び問い合わせ内容

イ　５(1)オの定例会における内容

７　その他

　　本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議し定めるものとする。